

議案第１０５号 市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

総務部職員課

１ 改正内容

期末手当について、令和６年１２月期の支給月数を０．１月分引き上げ、現行４．５０月である年間の支給月数を４．６０月とし、令和７年度以降は、各期の支給月数が均等になるよう改める。

（１）令和６年１２月期の期末手当を０．１月分引き上げる。

|            | ６月期    | １２月期   | 年間支給月数 |
|------------|--------|--------|--------|
| 現 行（令和６年度） | ２．２５０月 | ２．２５０月 | ４．５００月 |
| 改正後（令和６年度） | ２．２５０月 | ２．３５０月 | ４．６００月 |

（２）令和７年度以降の期末手当の支給月数を各期が均等になるよう改める。

|            | ６月期    | １２月期   | 年間支給月数 |
|------------|--------|--------|--------|
| 改正後（令和６年度） | ２．２５０月 | ２．３５０月 | ４．６００月 |
| 令和７年度以降    | ２．３００月 | ２．３００月 | ４．６００月 |

２ 施行日等

（１）施行日

公布の日（※ 令和７年度以降の期末手当は、令和７年４月１日）

（２）適用日

令和６年１２月期の期末手当の改定は、令和６年１２月１日に遡及して適用する。

担当

総務部職員課給与厚生係  
電話４６３－３１９６